

新居浜市シティプロモーション用ショート動画等制作業務仕様書

1 業務名

新居浜市シティプロモーション用ショート動画等制作業務

2 目的

本市の魅力をより積極的に PR していくため、暮らしに寄り添った地域特有の魅力や歴史、市民の思い・あたたかさなど、本市の多様な地域資源を活用した、**若年子育て世代（以下「対象者」という。）に向けたプロモーション用ショート動画を制作する。**

動画は市民を出演者とし、SNS 等の各種媒体で公開するほか、今年度新たに移住定住ポータルサイト内に動画を活かしたショート動画マップというコンテンツを設置することから、**マップイラストを制作し**、サイト内で広範囲かつ効果的な発信を行い、郷土愛の醸成及び新居浜ファンの拡大を図るとともに、良好な都市イメージを形成し、本市への移住・定住の促進を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

4 履行場所

市長が指定する場所

5 事業概要

(1) 名称等

動画のタイトルやキャプション等は協議の上決定することとする。

(2) 対象者

概ね 20～35 歳

(3) 制作コンセプト

ア 新居浜市の「人のあたたかさ・暮らしやすさ」を感じさせ、「このまちで子どもを産み育てたい」、「行ってみたい」、「住みたい」、「住み続けたい」という感情が喚起されるような魅力ある動画にすること。本市の歴史、文化資源や特色等を盛り込むこと。

イ 「まちの魅力を人から人へ」繋げることをテーマに、**出演者の人柄を最大限引き出した個性あふれる動画**とすること。

ウ 動画・写真・デザイン・イラストは、テーマや内容に沿ったクリエイターを起用し、対象者に本市の魅力を効果的に伝えるものにする。

エ 「移住定住ポータルサイト」へのアクセス数および「本市 SNS」のフォロワー数増加に繋がるような仕組みを盛り込むこと。

(4) 業務内容

ア 編集会議の開催

市と委託業者で構成する「編集会議」を設置する。会議は、必要に応じて随時開催する。

イ ショート動画制作

委託業者はショート動画に関する以下の業務を行う。

(ア) 企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、本市と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、動画の構成を作成すること。

①出演者は、原則市が選出した市民を起用すること。

②新居浜市と委託業者がテーマ、おおまかな内容、撮影場所を協議のうえ決定し、委託業者が台本を制作する。出演者とともに内容の確認や修正を行い、最終的な撮影場所や台本等は委託業者が調整・確認の上で決定する。

③次のエリアや主要コンテンツを必ず入れること。

- ・上部東、上部西、川東、川西、別子エリア
- ・新居浜グルメ
- ・別子銅山産業遺産
- ・産業

④複数年使用可能な動画とすること。

(イ) 撮影

企画・構成に基づき、動画制作に必要な撮影を行う。なお、撮影は原則として市内で行うものとし、必要に応じて外部のロケーションでの撮影も可能とする。次の内容についても、委託業務に含むものとする。

①資料・素材の収集。

②撮影・編集はもとより、納品後の加工、放映（各種 SNS 等の広報媒体への掲載、テレビ局等への提供や貸出を含む。）にあたり、肖像権や著作権についての必要な手続き・対応。

③撮影地への交渉・許可取り。

④使用料や交通費等の撮影に必要な費用の負担。なお、可能な範囲で出演者を輸送すること。

(ウ) 編集

撮影した動画の編集作業（音楽、ナレーション、テロップの挿入なども含む。）を行う。動画の完成までに、本市による内容確認及び修正等の指示を受ける。編集については次の通りとする。

①市や出演者の魅力を効果的かつ端的に伝える内容の動画とすること。

②動画 1 本につき、縦型・横型の動画を作成すること。

③カラーグレーディング、グラフィックやテキストエフェクト等を使用し、視覚的インパクトを与えること。特に印象的なシーンや場所に対しては、強調する技法を駆使すること。

④簡潔なテキストやアニメーションを使用するほか、視覚的なストレスを最小限に抑えられるよう音声と映像のバランスを最適化し、見やすく整理された動画にすること。

⑤シーン間の遷移に工夫を凝らし、映像の流れをスムーズにするためのエフェクトを適切に使用すること。

⑥視覚的インパクトをサポートする音楽を選定すること。

(エ) サムネイルの提供

各型式の動画（縦型、横型）において、必要に応じたサムネイル画像も提供。

ウ ウェブサイト用素材制作

(ア) マップイラストの制作

新居浜市全体の地域や動画の関連事項を盛り込んだマップイラストを制作する。境界線や地域名を明記のうえ、エリアごとの色分けや複数のエリアにまたがる動画のマップへの盛り込み方を工夫する等、デザイン性を重視したシンプルかつ分かりやすいマップイラストにすること。

(イ) 市内各所の写真

- ①各動画に関連する写真を 5 枚程度（最低 60 枚）提供すること。
- ②写真は、高画質で各地域や場所の魅力が伝わるものとする。

エ 動画に付随する撮影場所や地域の特色等に関する紹介文の作成

各種 SNS のキャプションや移住定住ポータルサイト掲載用に、各動画のタイトル及び動画に関連する紹介文を 500 字程度で作成すること。なお、紹介文には、地域の特徴、歴史や文化的背景などを盛り込み、市民や本市を訪れる方（観光客や移住検討者など）にとって有益な情報とすること。

オ 「本市 SNS」との連動

「本市 SNS」においても、動画や写真等の素材を活用できるようデータを提供すること。

カ 動画の PR

対象者にマッチした情報媒体を活用し、ショート動画の効率的・効果的なプロモーションを実施すること。

(5) 民間広告の取り扱いについて

成果物に民間広告等は、本市の承認を得ずに掲載しないこと。

6 仕様

(1) ショート動画

- ア 規格：縦型 9：16（1080×1920）、横型 16：9（1920×1080）
- イ 本数：14 本程度（最低 12 本）
- ウ 尺：1 分程度（ユーザーニーズを踏まえて適切な動画尺を提案すること）
- エ 素材形式：mp4 形式
- オ 画質：フルハイビジョン
- カ サムネイル：Jpeg 形式（規格は動画と同様）

(2) ウェブサイト用素材

- ア 規格：【写真】横型 4：3、【マップイラスト】横型 4：3
- イ 数量：【写真】最低 60 枚（各動画 5 枚程度）、【マップイラスト】1 枚
- ウ 素材形式：jpeg 形式

7 その他運営上の要件

(1) 実施方針

- ア 「新居浜市シティブランド戦略」を十分に踏まえた事業方針とすること。
- イ 対象者が本市を訪れたい、本市に住んでみたいと興味を持つような内容とすること。
- ウ 「移住定住ポータルサイト」へのアクセス数及び「本市 SNS」フォロワー数増加のほか、交流人口や関係人口の拡大に繋がるような内容とすること。

(2) 実施体制

実施体制には、業務責任者を置くとともに業務のメイン担当を明確化し、業務全般の活動を一元

化すること。

(3) 事業計画書の作成

契約締結後、ショート動画のテーマ、スケジュール等を盛り込んだ事業計画書を作成し提出すること。

(4) 事業実績報告書の作成

事業実施後において事業実績報告書を作成し提出すること。

(5) 本業務内で撮影した動画や写真等のデータ

本業務内で撮影した動画や写真等の素材（借用物は除く）については、本市に納品し本業務以外でも使用できるものとする。

8 成果品

(1) ショート動画本品及びウェブサイト用素材データ一式

ショート動画はDVDにて、素材データは jpeg 形式で電子媒体（DVD、CD-R 等）にて納品する。

(2) 本業務内で撮影した写真データ（借用物は除く）一式

写真データは、jpeg 形式で電子媒体（DVD、CD-R 等）にて納品する。

(3) 委託業務完了報告書（任意様式） 1 部

(4) 経費明細書

9 成果品の納品場所

本業務の成果品の納入先は、新居浜市企画部シティプロモーション推進課とする。

10 成果品の帰属等

本業務における成果については、全て本市に帰属するものであり、本市の承認を得ずに複製したり、他に公表してはならない。

また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託事業者の責任において処理するものとする。

11 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、受託事業者の提案内容を制限するものではない。

12 その他

(1) 受託事業者は、業務着手前に本業務に係る作業方針を提示し、本市の承諾を得ること。

(2) 本業務の実施に当たっては、本市と十分に協議するとともに、業務進行の状況について随時報告すること。

(3) 本仕様書に明記されていない事項、又は業務遂行に際して疑義が生じた場合は、本市と協議の上その指示に従うこと。